

第三十八号議案

平成三十年度分の都と特別区及び特別区相互間の財政調整の特例に関する条例
 右の議案を提出する。

平成三十一年二月二十日

提出者 東京都知事 小 池 百 合 子

平成三十年度分の都と特別区及び特別区相互間の財政調整の特例に関する条例

都と特別区及び特別区相互間の財政調整に関する条例（昭和四十三年東京都条例第十五号）別表に定める単位費用は、平成三十年度分に限り、同表一の部一の款一の項中「二五、九五四円」とあるのは「二六、九一〇円」と、同表二の部一の款一の項中「九九二円」とあるのは「一、四七六円」と、同部二の款一の項中「四四五円」とあるのは「六六二円」と、同部三の項中「三、九一六円」とあるのは「五、六六〇円」と、同部三の項中「一三、一三八円」とあるのは「一九、二七四円」と、同部三の款一の項中「二九七円」とあるのは「四四三円」と、同部四の款一の項中「一七三円」とあるのは「二五五円」と、同部五の款一の項中「一三四円」とあるのは「二〇〇円」と、同部六の款一の項中「七八〇円」とあるのは「九五三円」と、同部七の項中「二〇七円」とあるのは「二〇八円」と、同部七の項中「一、九六五円」とあるのは「二、〇六四円」と、同部七の款一の項中「六二、一八五、五〇六円」とあるのは「九一、二六二、一〇六円」と、同部七の款二の項中「六九、七〇一、八二八円」とあるのは「一〇〇、五二一、一一一円」と、同部七の款三の項中「二、四九四円」とあるのは「三、七一二円」と、「八一、四一八円」とあるのは「一一七、五二三円」と、「一、六三二円」とあるのは「二、四〇二円」と読み替えるものとする。

附 則

この条例は、公布の日から施行する。

（提案理由）

平成三十年度分の都と特別区及び特別区相互間の財政調整について、再算定を行う必要がある。